

農業委員会総会議事録

第4回農業委員会

1. 開会日時 平成28年7月28日(木) 午前9時40分

2. 閉会日時 平成28年7月28日(木) 午前11時50分

3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

4. 出席者

委員(全16人中12人出席)

出席者	1番 柴田勝美	12番 尾野康雄
	3番 岡島長利	14番 坪井弘美
	5番 安藤修一	15番 河村活敏
	6番 稲垣信義	16番 安藤丁士
	7番 坪井邦夫	
	8番 丹羽明生	
	9番 河村初男	
	10番 河村秋雄	
欠席者	2番 林 勝己	11番 坪井 茂
	4番 石黒隆夫	13番 安藤茂市

事務局 2名

事務局長 櫻井 建設課長

事務局員 霜越 主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議 案

(1) 農地法第5条許可申請について

- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第4条届出受理状況について
 - (2) 農地法第5条届出受理状況について
- ⑥ 依頼事項
 - (1) 農地パトロールについて

6. 配布資料

- ①資料1 農地法第5条関係（許可）
- ②資料2 農地法第4条関係（届出）
- ③資料3 農地法第5条関係（届出）
- ④農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）
- ⑤農地区分・許可基準
- ⑥農地法第4条、第5条関係添付図面
- ⑦別紙1 農地パトロールについて
- ⑧豊山町全図
- ⑨担当地区地図
- ⑩平成28年度農業委員・職員等研修会について

7. 議事内容

【開会】

事務局長

それでは只今より平成28年度第4回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に送付しましたもの以外に、「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」。こちらは議案2件分です。「農地区分・許可基準」両面になっているもの。「農地法第4条、第5条関係添付図面」A3の束になっているもの。次に「農地パトロールについて（案）」、「豊山町全図」、「担当地区の地図」、「平成28年度農業委員・職員等研修会について（案内）」。

以上です。不足はございませんでしょうか。

それでは会長よりごあいさつ申し上げます。

【あいさつ】

安藤会長

おはようございます。本日は内容の濃い議案もございますので、慎重に審議をお願いしたいところでございます。よろしくお願いいたします。

【出席人数確認】

安藤会長

それでは、まず出席者ですが、林 勝己委員、石黒隆夫委員、坪井茂委員、安藤茂市委員から欠席の連絡をいただいております、農業委員16名中 現在出席者 12名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

本日議事録署名員でございますが9番河村初男委員と10番河村秋雄委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議 案】

安藤会長

本日の議案は2件です。それでは、議案について、事務局の説明を求めます。

事務局員

それでは議案について説明します。2号議案、3号議案は立地場所が近いため続けて説明させていただきます。

【農地法第5条許可申請説明】

よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第2号・第3号についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

市街化調整区域でもこのような大きい転用はできるのでしょうか。

事務局長

この地域につきましては、役場から1 kmという説明が担当より先程説明がありました。更には都市計画上インターチェンジから1 km以内であれば物流施設であれば建てられるとの開発要件もございます。

A委員

それであればもっと北の調整区域も同じようなことが言えるのでしょうか。

事務局長

物流施設であれば該当する可能性もございます。

A委員

将来的に全域が市街化区域になっていくということなのでしょうか。

事務局長

調整区域はそのまま調整区域でございます。今回の転用は調整区域を転用するという事で愛知県より許可の見込みがあるため申請が出てきております。これにより用途の変更がある訳ではございません。

A委員

今回の申請地が転用出来てしまうと今後北側の調整区域も同じような適用が出来てしまうのでしょうか。

事務局長

適用は出来る可能性はあります。民間の会社が物流施設を建てると

いう適用にはなりません。

A委員

これは農業委員会に出てくる前に許可が決定事項となってしまうように思われる。

事務局員

調整区域の許可・不許可は豊山町農業委員会が判断するのではなく愛知県が決めることです。あくまで農業委員会では今回の案件が許可の基準に達しているのかを審議するということです。

A委員

それでは審議ではなく報告事項と同じではないのでしょうか。

事務局員

同じではないです。

B委員

豊山町は今回のような大きい案件についてどのように手順を踏んでいったのか教えてほしい。議会にかけたりもするのですか。

事務局長

以前の農業委員会でも少しだけ話させていただいたのですが、昨年からは開発業者より話がありました。また、周辺住民のかたからは賛否の意見もございました。反対されるかたにも都市計画上の説明をさせていただいております。

B委員

農業委員も農地保全が仕事でもありますし、総会の前に早くから話し合いに参加したほうがよいのではないのでしょうか。また、都市計画の課ともどのように話を進めているのですか。大きい案件なのでこの

場ですぐに判断するのは難しい。このまま進んでしまうと農業委員が認めたということにも成りかねるのではないのでしょうか。

事務局長

たしかに農地保全も農業委員の仕事ではありますが、基準に沿っているかというのも担当と愛知県とで確認をしております。今回の申請地域は都市計画マスタープランでは土地利用検討地域となっております。それによりインターチェンジから1 kmの範囲内であれば物流施設であれば開発が可能ということでございます。

C委員

地元へもう少し説明をしてほしいという意見もあります。

D委員

大きい案件の時は豊山町から公園をつくらせたり、緑地部分を多くさせる等の条件を付けたりはできないのでしょうか。

事務局長

事前協議として基準があるため緑地を何%にしてほしいという要望は出している。C委員がおっしゃられた地元への説明であります、地区委員へは説明は済んでおります。

C委員

地元では、今度開発される業者が赤字会社であり本当に大丈夫かという話も出回っている。そのあたりが心配なのですがその点はどうでしょうか。

事務局長

実際に会社の決算報告書や融資証明予定書も確認しております。どうしてそのような話になっているかが疑問であります。

B委員

このまま進むよりもう一度じっくり審議をするというのも一つの手ではないのかと考えます。

事務局員

皆様からの今までの意見は農業委員としてというより熱心な農家さんの意見であり、今回のような大きな開発が続くと今後農地がなくなるという不安もあつての発言と受け取っております。農業委員さんというのは農地法を基に良いか悪いかの判断をするということでございます。今回豊山町農業委員会で反対という意見でありますと、愛知県の方にもなぜ反対なのかを説明する必要がございます。例えば、一般住民のかたが開発されるのは良くないという意見であればわかるのですが、もう一度言わせていただきますが農業委員さんは農地法で良いのか悪いのか判断をするということになります。

安藤会長

事前協議でどのような経緯があつたのか、都市計画上開発は出来るということで本日の総会にあがってきたと思われまふ。問題は大規模開発でおそらく豊山町では空前絶後のことです。そういう意味で皆様方が慎重にご審議していただいておりますと理解しております。許可基準や農地区分に照らし合わせて良いか悪いかというのが農業委員会の最終的な判断基準になると思ひます。このままですと話が進まないため、この案件を一時中断しまして、報告事項や依頼事項について先に進めていきます。

(一時中断)

安藤会長

大変長らくお待たせしました。休憩を解き会議を再開します。先程申し上げました通り、議案に関しては他の案件を先に説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

【報告事項】

安藤会長

それでは、報告事項の農地法第4条・第5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい、農地法第4条・第5条の届出の受理状況について、ご説明します。

まず始めに4条届出です。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料2 農地法第4条届出受理状況朗読】

続いて5条届出です。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料3 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、農地法第4条・第5条の届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第4条・第5条の届出受理状況についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等もありませんので、報告事項の農地法第4条・第5条の届出受理状況についての報告を終了いたします。

【依頼事項】

安藤会長

続いて、依頼事項（１）農地パトロールについて 事務局から説明を求めます。

事務局員

はい、それでは農地パトロールについて、ご説明します。本日配布しました資料をご確認ください。

～資料朗読～

以上で説明を終わります。

安藤会長

依頼事項（１）農地パトロールの説明が終わりました。
ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等ありませんので、依頼事項を終了いたします。

【議 案】

安藤会長

先程事務局長より説明を受けましたが、事前協議では農業委員会が入っていないようでございます。このような大きな開発が行われる際には、農業委員会も協議に入りたいとの要望をしてもいいのではないかと考えられます。それでは、簡単にではありますが、事務局より議案についての説明を求めます。

事務局長

大池運送については5月、辻運輸については6月に事前協議が出ております。2件の案件の開発の要件としまして、幹線道路の沿道等における流通業務について知事が指定する区域、インターチェンジの出入口または、インターチェンジの料金徴収所から1kmの距離にある区域に指定されております。開発事業3,000㎡以上につきまして、3%以上の緑地が必要だということで条件は達しております。また、雨水についても条件を満たしております。また、建設課からは用水の確保、日照権についての説明を求めました。当然、汚染や交通についても他の課との協議はしております。簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

安藤会長

今回の案件は、地域住民の排ガス等の健康のことについては大丈夫なのでしょうか。

E委員

私は長いこと運転手やっておりました。営業所の指導は凄く厳しいです。駐車スペースについたらすぐにエンジンを切る。ヘッドランプは事業所を出るまではスモールしか点けてはいけません。また、今のトラックは昔と比べると騒音も排ガスもかなり出ないですし、運送会社は防音壁等の対策もされるのだと思います。以上です。

安藤会長

様々な意見が出ておりますが、また休憩して審議するかこのまま採決するか皆様どのようにしましょう。

D委員

農業委員会としては先程事務局員さんが言われましたように、農地法に合致しているかどうかということ言えば良いのではないのでしょうか。

安藤会長

今、D委員が言われましたとおり、この総会に出てくるということは、農地法に合っているというのが正直なことでございます。それでは採決をとらせていただきます。議案第2号・第3号の許可申請に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

全員賛成をいただきましたのでこちらを愛知県農業会議に進達いたします。以上で議案については終了します。

【閉会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(事務局からの事務連絡等は以下のとおり)

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：平成28年8月24日(水) 午前9時30分開始

場所：役場2階 会議室1

資料：8月12日頃郵送予定。

(2) 転作の現地確認について

日時：平成28年8月23日(火) 8時30分から

場所：役場2階 会議室1

(3) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前11時50分終了)

9. 農地転用件数

6月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	1	1,620.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	8	13,726.00
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	6	2,111.22
		1	437.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	1	380.00
		0	0.00	豊場				
	届出	2	306.00	青山		届出	21	8,937.21
		2	1,008.00	豊場				

※ 累計については平成28年1月～平成28年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。